

「新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画」(素案)からの主な変更点

※「新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画」(素案)からパブリック・コメント等を踏まえて修正しています。  
 主な変更点は以下のとおりです(簡易な変更や文言整理などは除いています)。

No.	変更理由	項目	ページ	計画(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
<b>目次</b>					
1	新宿区成年後見制度利用促進基本計画を内包している旨明記するため。	目次		第2部障害者施策の総合的展開【新宿区障害者計画】 第3部障害福祉サービス等の提供体制確保の方策【第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画】に(新宿区成年後見制度利用促進基本計画を含む)の文言を追加。 また、該当項目に※を付け「※を付した項目に、「新宿区成年後見制度利用促進基本計画」に関する記載があります。」と脚注を追加。	(素案では記載なし)
<b>第1部 総論</b>					
<b>第1章 計画の策定にあたって</b>					
2	No.2「高齢者福祉等、他計画との関連性についてもう少し踏み込んで記載してほしい。」との意見を踏まえ修正	2 計画の位置づけ	P.4	新宿区基本構想・新宿区総合計画・新宿区実行計画、その他子どもや高齢者に関する行政計画等との整合性を保ちながら、必要な見直しを行います。	新宿区基本構想・新宿区総合計画・新宿区実行計画の整合性を保ちながら、必要な見直しを行います。
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b>					
3	No.12「グループホームだけでなく、短期入所の整備も促進してほしい。」との意見を踏まえ修正	3 基本目標 基本目標Ⅰ 安心して地域生活を送れるための支援	P.45	また、安心して新宿に住み、生活を続けることができるよう通所・訪問サービスの支援機能を高めることやグループホームや短期入所の整備を促進し、住み慣れた新宿でいつまでも自分らしくいきいきと暮らしていけるような支援を続けていきます。	また、安心して新宿に住み、生活を続けることができるよう通所・訪問サービスの支援機能を高めることやグループホームの整備を促進し、住み慣れた新宿でいつまでも自分らしくいきいきと暮らしていけるような支援を続けていきます。

No.	変更理由	項目	ページ	計画(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
<b>第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画)</b>					
<b>第2章 重点的な取組</b>					
4	パブリック・コメント No.13「障害者だけでなく、障害者や家族、事業者がいつでも相談できる支援体制にしてほしい。」との意見を踏まえ修正	重点的な取組 1 地域生活支援体制の推進	P.52	障害者や家族、事業者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように地域生活支援体制を推進していきます。	障害者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように地域生活支援体制を推進していきます。
<b>第3章 施策の展開</b>					
5	パブリック・コメント No.16「本人やその家族の急な不調や罹災時など緊急時・危機的状況時における支援等を「クライシスプラン」として個別に策定しておくことが望ましい」との意見を踏まえ修正	個別施策①相談支援の充実	P.55	区では、ご本人やその家族の希望する生活やサービスの利用意向に基づき、区の指定を受けた特定相談支援事業所の相談支援専門員が福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるためのトータルプランであるサービス等利用計画作成を進めています。あわせて、本人やその家族の急な不調や災害時など、日頃から緊急時における支援策や連絡先を確認できるような仕組みを検討していきます。	区では、サービス等利用計画作成を進めています <u>が</u> 、…
6	パブリック・コメント No.17「日頃から利用者を理解している相談支援専門員に、クライシスプランの作成を依頼できる仕組みを作してほしい。」との意見を踏まえ修正	個別施策①相談支援の充実	P.55		

No.	変更理由	項目	ページ	計画(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
7	<p><b>パブリック・コメント</b></p> <p>No.21「今後の計画に、行動障害(強度行動障害)を取り上げてもらいたい」との意見を踏まえ修正</p> <p><b>団体説明会</b></p> <p>No.9「計画で「強度行動障害」について触れられていない」との意見を踏まえ修正</p>	個別施策①相談支援の充実	P.55	<p>基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風のそれぞれの拠点施設が地域生活支援体制の中心となって、<u>身体障害・知的障害・精神障害のほか、医療的ケアや強度行動障害等の障害特性にも対応した専門性を高めるための研修など</u>を行っていきます。</p> <p>※資料編の「3 用語の説明」(P.237)においても、「強度行動障害」についての説明を追加。</p>	基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風のそれぞれの拠点施設が地域生活支援体制の中心となって専門性を高めるための研修などを行っていきます。
8	<p><b>区自主修正</b></p> <p>遠隔手話通訳等サービス事業開始のため</p>	<p>個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実</p> <p>個別施策の方向【コミュニケーション支援・移動支援の充実】</p>	P.114	<p>聴覚障害者のための意思疎通支援事業では、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。また、区役所においては手話通訳者を週2回配置するほか、<u>窓口用タブレット端末や来庁者のスマートフォン等を利用した遠隔手話通訳等サービスを提供することで、区役所での手続きの利便性向上に努め、あわせて手話言語への理解の促進及びその普及に努めます。</u></p>	<p>聴覚障害者のための意思疎通支援事業では、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣のほか、区役所に手話通訳者を週2回配置し、<u>区役所での手続きの利便性向上に努めるとともに、手話言語への理解の促進及びその普及に努めます。</u></p>
9	<p><b>区自主修正</b></p> <p>遠隔手話通訳等サービス事業開始のため</p>	<p>個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実</p> <p>施策に関する主な事業【コミュニケーション支援・移動支援の充実】</p>	P.114	<p>・意思疎通支援(手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス)</p>	<p>・意思疎通支援(手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、区役所手話通訳者設置)</p>

No.	変更理由	項目	ページ	計画(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
<b>第3部 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策(第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画)</b>					
<b>第2章 第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の成果目標と実績</b>					
10	区自主修正 内閣府・文部科学省・厚生労働省発出の留意事項を踏まえて修正	1 第1期障害児福祉計画の成果目標と実績 目標1 障害児支援の提供体制の整備等 【今後の見通しと課題】	P.165	障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。	(素案では記載なし)
<b>第3章 第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画の目標</b>					
11	団体説明会 No.63「居住サポートについて地域生活支援拠点のイメージ図に組み込めないか。」との意見を踏まえ修正	目標4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	P.175	(図中) 日中活動系サービス事業所 地域活動支援センター	(図中) 日中活動系サービス事業所
<b>第4章 サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策</b>					
12	区自主修正 内閣府・文部科学省・厚生労働省発出の留意事項を踏まえて修正	1 障害児支援の必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策  4保育所等訪問支援サービス提供体制確保の方策	P.181	集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施することで、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。	集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施していきます。